

介護保険償還払い制度について



高額介護サービス費 支給制度

同じ月に利用した介護サービス費の1割の自己負担額(同じ世帯に複数の利用者がいる場合は世帯の合計額が高額になり、一定額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

平成17年9月サービス利用分からの申請は、初回のみで済み、申請後は、支給の対象となる場合は自動的に口座振込になります。

申請書
 ▼印鑑(スタンプ印を除く)
 ▼銀行口座の通帳

次の費用は対象となりません。
 ■1カ月の支給限度額を超えてサービスを利用したときに支払う自己負担額
 ■居住費(滞在費)や食費、日常生活費
 ■住宅改修費や福祉用具購入費

福祉用具購入費・住宅改修費支給制度

要介護(要支援)認定者に係る、福祉用具購入・住宅改修について、費用の一部を支給します(自己負担1割)。

【高額介護サービス費の利用者負担上限額】 (平成17年10月サービス利用分から)

No.	利用者負担段階区分	上限額
①	■生活保護受給者など	個人:15,000円 世帯:15,000円
②	■住民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 ■住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	個人:15,000円 世帯:24,600円
③	■住民税非課税世帯で上記②に該当しない方	個人:24,600円 世帯:24,600円
④	■住民税課税世帯	個人:37,200円 世帯:37,200円

■福祉用具



入浴または排せつの用に供する福祉用具などの購入費の一部を支給します。

なお、要介護区分にかかわらず、支給限度基準額は年間で10万円です。

■住宅改修



手すりの取り付け、段差の解消、和式便器から洋式便器への取り替えなど、要介護者・要支援者の自立支援のための小規模な住宅改修に係る費用の一部を支給します。

要介護区分にかかわらず、一つの住居につき、支給限度基準額は20万円です。

要介護(要支援)認定者に係る、福祉用具購入・住宅改修について、費用の一部を支給します(自己負担1割)。

※県の指定した特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売事業所で購入されたものに限りません。詳しくは、お問い合わせください。

居室介護支援事業者などを通じて、事前に申請が必要です。

●申請に必要なものⅡ
 ▼申請書
 ▼領収書
 ▼購入したものが掲載されているカタログ
 ▼印鑑(スタンプ印を除く)
 ▼銀行口座の通帳

●申請に必要なものⅢ
 ▼理由書
 ▼申請書
 ▼領収書
 ▼印鑑(スタンプ印を除く)
 ▼銀行口座の通帳

●申請に必要なものⅣ
 ▼申請書
 ▼領収書
 ▼購入したものが掲載されているカタログ
 ▼印鑑(スタンプ印を除く)
 ▼銀行口座の通帳

●問合先Ⅱ
 ▼本庁国保介護課介護給付グループ(内線2623)
 ▼各支所市民福祉課

●申請に必要なものⅠ
 ▼申請書
 ▼領収書
 ▼購入したものが掲載されているカタログ
 ▼印鑑(スタンプ印を除く)
 ▼銀行口座の通帳

●問合先Ⅰ
 ▼本庁国保介護課介護給付グループ(内線2623)
 ▼各支所市民福祉課